

# 日生日本語学園名古屋 学則

## 第1章 総 則

(目的)

第1条 本学は、外国人に対する日本語教育を行い、これをもって国際文化交流の発展に寄与し、また、高等教育機関進学のための予備教育を行う課程を設置し、留学生の受入れ拡大を図り、国際文化交流にあわせ、国際協力の一翼を担うことを目的とする。

(名称)

第2条 本学は、日生日本語学園名古屋という。

(位置)

第3条 本学は、愛知県名古屋市東区出来町三丁目19-1に置く。

第4条 本学は、その教育の一層の充実を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育活動等の状況について自ら点検・及び評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

## 第2章 コース、修業期間、収容定員及び休業日

(コース・修業期間・収容定員)

第5条 本学のコース、修業期間、収容定員及びクラス数は、次の表のとおりとする。

第1部・第2部	コース名	修業期間	収容定員	クラス数	備 考
第1部 (午前)	進学2年・1年9か月・1年6か月・1年3か月コース	2年・1年9か月・1年6か月・1年3か月	170名	9	4月生・・・110人 7月生・・・20人 10月生・・・40人 1月生・・・0人
第2部 (午後)	進学2年・1年9か月・1年6か月・1年3か月コース	2年・1年9か月・1年6か月・1年3か月	150名	8	4月生・・・100人 7月生・・・0人 10月生・・・40人 1月生・・・10人
計			320名	17クラス	

ただし、第1部と第2部の定員数は変更する場合がある。

(始期・終期等)

第6条 本学の2年コースは4月、1.9年コースは7月、1.6年コースは10月、1.3年コースは1月に始まり、翌年3月終わる。

2 前項の期間を分けて、次の学期とする。

2年コース	4月入学の場合	(1)	1学年前期	4月1日から9月30日まで
		(2)	1学年後期	10月1日から翌年3月31日まで
		(3)	2学年前期	翌年4月1日から翌年9月30日まで
		(4)	2学年後期	翌年10月1日から翌々年3月31日まで
1年9か月コース	7月入学の場合	(1)	1学年前期	7月1日から9月30日まで
		(2)	1学年後期	10月1日から翌年3月31日まで
		(3)	2学年前期	翌年4月1日から翌年9月30日まで
		(4)	2学年後期	翌年10月1日から翌々年3月31日まで
1年6か月コース	10月入学の場合	(1)	1学年前期	10月1日から翌年3月31日まで
		(2)	1学年後期	翌年4月1日から翌年9月30日まで
		(3)	2学年前期	翌年10月1日から翌々年3月31日まで
		(4)	2学年後期	翌々年10月1日から翌々々年3月31日まで
1年3か月コース	1月入学の場合	(1)	1学年前期	1月1日から3月31日まで
		(2)	1学年後期	4月1日から9月30日まで
		(3)	2学年前期	10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第7条 本学の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
  - (2) 土曜日
  - (3) 国民の祝日に関する法律で規定する休日
  - (4) GW休業 (4月下旬頃から5月上旬頃まで)
  - (5) 夏季休業 (7月中旬頃から8月下旬頃まで)
  - (6) 秋季休業 (9月中旬頃から10月上旬頃まで)
  - (7) 冬季休業 (12月下旬頃から1月中旬頃まで)
  - (8) 春季休業 (3月中旬頃から4月中旬頃まで)
- 2 GW、夏季、秋季、冬季、春期の休業日は、前項の規定にかかわらず、校長の定めにより年間授業週数が40週を下回らないように変更することができる。
- 3 教育上必要であり、やむを得ない事情があると校長が認めるときは、第1項の規定にかかわらず、休業日に授業を行うことができる。
- 4 非常災害その他急迫の事情があると校長が認めるときは、臨時に授業を行わないことができる。

(授業の終始時刻)

第8条 授業の終始時刻は、校長が定める。

### 第3章 教育課程、授業時数、学習の評価及び教職組織

(教育課程)

第9条 本学の各コース別の教育課程及び授業時数は、次のとおりとする。ただし、ここにいう授業時数の1単位時間は45分とする。

- (1) 進学2年コース (80週)

授業科目	内容	週当たりの授業時数
日本語	日本語の中級文法の習得。読む、書く、話す、言うのバランスの良い4技能の習得。日本語能力試験N2レベルの到達。アカデミックジャパニーズの習得。	20時間
文法	N2レベルの到達を目指す。	10時間
読解	中上級レベルのまとまった文章の理解ができるようにする。	3時間
会話	正しい発音の習得と、日常生活や専門学校、大学等で困らない会話を身につける。	1時間
聴解	正しい発音の習得と、日常生活や専門学校、大学等で困らない聴解力を身につける。	2時間
作文	自分の意見が書けるようになる。	1時間
日本事情	日本での社会生活において、必要な知識・習慣を身につける。	1時間
試験対策	日本語能力試験N2の合格、日本留学試験、J-TESTのより高い得点を目指す。	2時間
計		1600時間/80週

- (1) 進学1年9か月コース (70週)

授業科目	内容	週当たりの授業時数
日本語	日本語の中級文法の習得。読む、書く、話す、言うのバランスの良い4技能の習得。日本語能力試験N2レベルの到達。アカデミックジャパニーズの習得。	20時間
文法	N2レベルの到達を目指す。	10時間
読解	中上級レベルのまとまった文章の理解ができるようにする。	3時間
会話	正しい発音の習得と、日常生活や専門学校、大学等で困らない会話を身につける。	1時間
聴解	正しい発音の習得と、日常生活や専門学校、大学等で困らない聴解力を身につける。	2時間
作文	自分の意見が書けるようになる。	1時間
日本事情	日本での社会生活において、必要な知識・習慣を身につける。	1時間
試験対策	日本語能力試験N2の合格、日本留学試験、J-TESTのより高い得点を目指す。	2時間
計		1400時間/70週

## (1) 進学1年6か月コース (60週)

授業科目	内容	週当たりの授業時数
日本語	日本語の中級文法の習得。読む、書く、話す、言うのバランスの良い4技能の習得。日本語能力試験N2レベルの到達。アカデミックジャパニーズの習得。	20時間
文法	N2レベルの到達を目指す。	10時間
読解	中上級レベルのまとまった文章の理解ができるようにする。	3時間
会話	正しい発音の習得と、日常生活や専門学校、大学等で困らない会話力を身につける。	1時間
聴解	正しい発音の習得と、日常生活や専門学校、大学等で困らない聴解力を身につける。	2時間
作文	自分の意見が書けるようになる。	1時間
日本事情	日本での社会生活において、必要な知識・習慣を身につける。	1時間
試験対策	日本語能力試験N2の合格、日本留学試験、J-TESTのより高い得点を目指す。	2時間
計		1200時間/60週

## (1) 進学1年3か月コース (50週)

授業科目	内容	週当たりの授業時数
日本語	日本語の中級文法の習得。読む、書く、話す、言うのバランスの良い4技能の習得。日本語能力試験N2レベルの到達。アカデミックジャパニーズの習得。	20時間
文法	N2レベルの到達を目指す。	10時間
読解	中上級レベルのまとまった文章の理解ができるようにする。	3時間
会話	正しい発音の習得と、日常生活や専門学校、大学等で困らない会話力を身につける。	1時間
聴解	正しい発音の習得と、日常生活や専門学校、大学等で困らない聴解力を身につける。	2時間
作文	自分の意見が書けるようになる。	1時間
日本事情	日本での社会生活において、必要な知識・習慣を身につける。	1時間
試験対策	日本語能力試験N2の合格、日本留学試験、J-TESTのより高い得点を目指す。	2時間
計		1000時間/50週

## (2) 日本留学試験対策科目

授業科目	内容	週当たりの授業時数
数学(文系)	数学1・Aの範囲の授業を行う。	2時間(20週)
数学(理系)	数学1・A、II・B、III・Cの範囲で授業を行う。	2時間(20週)
総合科目(文系)	地理A、世界史A、日本史A、現代社会の授業を行い、総合科目の出題範囲の基礎知識を習得。	2時間(20週)
理科(理系) (物理・化学・生物)	物理I B・II、化学I B・II、生物I B・IIのうち、2科目について基礎知識を習得させる。	4時間(20週)
計		文系 80時間-20週 理系 120時間-20週

\*1 文系科目と理系科目については、どちらかを選択できるものとする。

\*2 理科については、物理、化学、生物の中から2科目以下を選択できるものとする。

## (学習の評価)

第10条 学習の評価は、試験成績、出席状況、平常点等を総合して決定し、5段階評価とする。

(教職員組織)

第11条 本学に次の教職員を置く。

- (1) 校長
- (2) 主任教員
- (3) 教員 15人以上 (うち専任5人以上)
- (4) 生活指導担当者 1人以上 (うち専任1人以上)
- (5) 事務職員 1人以上

2 前項のほか、必要な職員を置くことができる。

3 校長は校務をつかさどり、所属職員を監督する。

## 第4章 入学、休学、転学、退学、卒業及び罰則

(入学資格)

第12条 本学への入学資格は、次の条件をいずれも満たしていることとする。

- (1) 12年以上の学校教育又はそれに準ずる課程を修了している者
- (2) 年齢が本学入学時に満18歳以上の者
- (3) 正当な手続きによって日本国への入国を許可され、又は許可される見込みのある者
- (4) 信頼のおける保証人を有する者

(入学時期)

第13条 本学への入学は年4回とし、その時期は4月、7月、10月及び1月とする。

(入学手続)

第14条 本学の入学手続きは、次のとおりとする。

- (1) 本学に入学しようとする者は、本学が定める入学願書、その他の書類に必要な事項を記載し、第21条に定める選考料を添えて、指定期日までに出席しなければならない。
- (2) 前号の手続きを完了した者に対して選考を行い、入学者を決定する。
- (3) 本学に入学を許可された者は、指定期日までに第21条に定める入学金及び必要な書類を添えて、入学の手続きをしなければならない。

(休学・復学)

第15条 生徒が疾病その他やむを得ない事由によって、7日以上休学しようとする場合は、その事由及び休学の期間を記載した休学届に、診断書その他必要な書類を添えて申請し、校長の許可を受けなければならない。

2 休学した者が復学しようとする場合は、校長にその旨を届け出て、校長の許可を得て復学することができる。

(転学)

第16条 転学を希望する場合は、正当な理由ある時のみ校長が許可する。

(退学)

第17条 退学しようとする者は、その事由を記し、校長の許可を受けなければならない。

(修了・卒業の認定)

第18条 校長は、教育課程で定められた各授業科目について第10条に定める学習の評価を行い、一定の評価を受けた者に対して当該科目の修了を認定する。

2 校長は、本学の所定の課程を修了した者に対して、卒業証書を授与する。

(褒賞)

第19条 校長は、成績優秀かつ他の生徒の模範となる者に対して、褒賞を与えることができる。

(懲戒処分)

第20条 生徒が、この学則その他本学の定める諸規則を守らず、その本分にもとる行為があったときは、校長は当該学生に対して懲戒処分を行うことができる。

- 2 懲戒処分の種類は、訓告、停学及び退学の3種とする。
- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する生徒に対してのみ行うものとする。
  - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
  - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
  - (3) 正当な理由なく出席常でない者
  - (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者
  - (5) 正当な理由なく、かつ所定の手続を行わずに、授業料を1か月以上滞納した者

## 第5章 生徒納付金

(生徒納付金)

第21条 本学のコース別生徒納付金は、次のとおりとする。

進学2年コース

(1) 選考料	30,000円
(2) 入学金	70,000円
(3) 授業料	1,200,000円
(4) 教材費	30,000円
(5) 施設費	30,000円
(6) 課外活動費	20,000円
(7) 保険料	10,000円
(8) 健康管理費	4,000円
(9) 消費税	139,400円

進学1年9か月コース

(1) 選考料	30,000円
(2) 入学金	70,000円
(3) 授業料	1,050,000円
(4) 教材費	26,250円
(5) 施設費	26,250円
(6) 課外活動費	17,500円
(7) 保険料	10,000円
(8) 健康管理費	3,500円
(9) 消費税	123,350円

進学1年6か月コース

(1) 選考料	30,000円
(2) 入学金	70,000円
(3) 授業料	900,000円
(4) 教材費	22,500円
(5) 施設費	22,500円
(6) 課外活動費	15,000円
(7) 保険料	10,000円
(8) 健康管理費	3,000円
(9) 消費税	107,300円

進学1年3か月コース

(1) 選考料	30,000円
(2) 入学金	70,000円
(3) 授業料	750,000円
(4) 教材費	18,750円
(5) 施設費	18,750円
(6) 課外活動費	12,500円
(7) 保険料	10,000円
(8) 健康管理費	2,500円
(9) 消費税	91,250円

(納入)

第22条 生徒は、授業料を所定の期日までに納入しなければならぬ。

- 2 特別の事由がある場合、第1項の規定にかかわらず、別に定めるところにより、授業料の全部又は一部を減免することができる。
- 3 特別の事由がある場合、第1項の規定にかかわらず、別に定めるところにより、分割納入することができる。

(滞納)

第23条 生徒が、正当な理由なく、かつ所定の手続を行わずに、授業料を1か月以上滞納した場合には、校長は当該生徒に対して退学を命ずることができる。

(生徒納付金の返還)

第24条 生徒納付金は原則として返還しない。

2 第1項の規定にかかわらず、入学金は、在留資格認定証明書が発給されなかった場合に限り、返還する。

3 第1項の規定にかかわらず、授業料、教材費及び設備費は、途中退学の場合、別途定める規定により、返還する。

## 第6章 雑 則

(寄宿舎)

第25条 寄宿舎に関する事項は、校長が別に定める。

(健康診断)

第26条 健康診断は毎年一回、別に定めるところにより実施する。

(日本語教育振興協会基準対象外コース)

第27条 日本語教育振興協会基準対象外コースの設置、及びその諸規則については、別に定める。

(細則)

第28条 この学則の施行についての細則は、校長が別に定める。

## 附 則

この学則は、従前の学則を令和6年3月31日に改定し、令和6年4月1日から施行する。